

吹付石綿等の除去作業におけるみなし規定の取扱いについて

【現行の石綿則における規定】

石綿則において、建築物の解体等の作業を行うときは、石綿等の使用の有無を調査することが義務づけられているが、事業者が、石綿等が使用されているものとみなして措置を講じるときは、分析による調査は行わなくてもよいこととされている。ただし、吹付石綿がある場合は、このみなし措置を講じることが出来ないこととなっている。

<石綿障害予防規則>

第3条 事業者は、次に掲げる作業を行うときは、石綿等による労働者の健康障害を防止するため、あらかじめ、当該建築物、工作物又は船舶（鋼製の船舶に限る。以下同じ。）について、石綿等の使用の有無を目視、設計図書等により調査し、その結果を記録しておかなければならない。

一～二（略）

2 事業者は、前項の調査を行ったにもかかわらず、当該建築物、工作物又は船舶について石綿等の仕様の有無が明らかとならなかったときは、石綿等の使用の有無を分析により調査し、その結果を記録しておかなければならない。ただし、**当該建築物、工作物又は船舶について石綿等が吹き付けられていないことが明らかである場合において**、事業者が、当該建築物、工作物又は船舶について石綿等が使用されているものとみなして労働安全衛生法及びこれに基づく命令に規定する措置を講ずるときは、この限りでない。

【課題】

- 吹きつけ材の石綿の含有が推定できる場合があること、工期の関係から分析を行わず、隔離等の対策を行うことが求められる場合があること等により、吹き付けられた建材については一律に分析を求めることによる弊害が指摘されている。

【対応案】

- 建築物、工作物又は船舶に吹き付けられている建材があり、当該建材に石綿が含有されているかどうか明らかでない場合においても、当該建材が石綿を含有するものとみなして、石綿則第6条に定める措置等、吹付石綿等を除去する場合に求められる措置（外見から判断して必要と思われる最も厳しい措置）を講じることが前提に、分析による調査を行わなくてもよいこととしてはどうか。